

からふる運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、合同会社集の設置経営するからふる(以下「事業所」という。)において実施する指定放課後等デイサービスの事業(以下「事業」という。)適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、障害児及び障害児の保護者(以下「障害児等」という。)の意思及び人格を尊重し、障害児等の立場に立った適切かつ円滑な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとする。
- 2 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、児童福祉法(以下「法」という。)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名 称

からふる

(2)所在地

三重県いなべ市北勢町其原778-11 BASE SONOHARA C棟

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(常勤)(児童発達支援管理責任者と兼務)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

・管理者不在時の取扱い

管理者が私用、研修、その他やむを得ない理由により不在となる場合は、あらかじめ管理者が指名した職員が、管理者の指示のもと、その職務を一時的に代行するものとする。

なお、当該職務代行は、管理者としての配置又は恒常的な兼務には該当しないものとする。

また、管理者の不在時においても、当該業務に関する最終的な責任は、管理者が負うものとする。

る。

(2) 児童発達支援管理責任者 1人(常勤)(管理者と兼務)

児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成等の業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

イ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

・児童発達支援管理責任者不在時の取扱い

児童発達支援管理責任者が私用、研修、その他やむを得ない理由により不在となる場合は、あらかじめ児童発達支援管理責任者が指名した職員が、個別支援計画に関する業務等を補助的に行うものとする。

なお、当該補助は一時的なものであり、児童発達支援管理責任者としての配置又は兼務には該当しないものとする。

また、児童発達支援管理責任者の不在時においても、当該業務に関する最終的な責任は、児童発達支援管理責任者が負うものとする。

(3) 児童指導員又は保育士 2人以上 (うち、2人以上は常勤)

放課後等デイサービス計画に基づき障害児等に対し適切に支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2)営業時間

授業日:午前9時45分から午後6時45分までとする。

学校休業日:午前8時15分から午後5時までとする。

(3)サービス提供日

授業日:月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

学校休業日:月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(4)サービス提供時間

授業日:午前10時45分から午後5時45分までとする。

学校休業日:午前9時から午後4時15分までとする。

1 本事業所は、原則として届出に基づく通常の提供時間内においてサービスを提供するものとする。

2 ただし、保護者の勤務状況その他やむを得ない事情により、通常の提供時間内において児童の引

き渡しが困難となった場合には、児童の安全確保を最優先とし、当該児童を一時的に預かるため、延長して支援を行うことができる。

- 3 延長支援を行う場合は、原則として職員2名以上の体制で実施し、延長時間、延長理由及び児童の状況等について記録する。
- 4 延長支援は、あくまで例外的な取扱いとし、継続的または反復的に利用することはできないものとする。なお、延長利用が頻繁となった場合には、保護者と協議のうえ、利用時間等の見直しを行う。
- 5 延長支援を行った場合は、所定の手続に従い、延長支援加算を算定することがある。延長支援の実施に当たっては、可能な限り事前に保護者へ連絡し、同意を得るものとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、10人とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第7条 事業の主たる対象者とする障害の種類は、以下のとおりとする。

重症心身障害以外

障害児(身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。))

(指定放課後等デイサービスの内容)

第8条 指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1)個別支援計画の作成

(2)基本事業

療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団・個別療育を行う。

(ア)日常生活訓練

日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等

(イ)集団生活適応訓練

会話、パソコン操作、戸外活動等

(ウ)創作的活動

絵画、工作、園芸等

(3)関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

(4)健康状態の確認

健康チェック、健康相談の実施

(5)静養対応

体調不良等が生じた場合には、発達支援室の一角を必要時に区画し、静養対応スペースとして使用するものとする(常設ではない)。

(6)送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする障害児については、必要な送迎サービスを行う。

(7)相談、助言に関すること

障害児及びその介護・支援を行う者の日常生活における介護・支援等に関する相談及び助言を行う。

(通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額)

第9条 事業所は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 その他の費用の額は、次のとおりとする。

(1) 前号に掲げるもののほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの。

(2) 調理実習の材料費:500円/参加回数

(3) 戸外活動費:参加費、入場料など 都度/円

4 事業所は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

5 事業所は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。

(通所利用者負担額に係る管理)

第10条 事業所は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に事業所が提供する指定放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、事業所は、当該指定放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、いなべ市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者が指定放課後等デイサービスの提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらおうよう説明を行うものとする。

- (1)他の利用者や従業者に対して暴力行為又は迷惑行為をしないこと。
- (2)指定した場所以外で火気を用いないこと。
- (3)事業所内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為をしないこと。
- (4)当事業所内は禁酒・禁煙・薬物使用禁止のこと
- (5)宗教活動や営利を目的とした勧誘をしないこと

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は、現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定放課後等デイサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(安全計画の策定等)

第16条 事業所は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、事業所の設備の安全点検、従業

者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知するものとする。
- 4 事業所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第17条 事業所は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認するものとする。

- 2 事業所は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行うものとする。

(衛生管理等)

第18条 事業所は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1)事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2)事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3)事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1)虐待防止に関する担当者の設置

(2) 苦情解決体制の整備

(3) 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施

(虐待等の禁止)

第20条 従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為を行わない。

2 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第21条 事業所は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情解決)

第22条 事業所は、その提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、その提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の22第1項の規定により都道府県知事又は市町村長(以下この項及び次項において「都道府県知事等」という。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 事業所は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告するものとする。
- 5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(従業者の研修)

第23条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1)採用時研修 採用後3か月以内
- (2)継続研修 年1回以上

(掲示)

第24条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 事業所は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定放課後等デイサービスの確保並びに指定放課後等デイサービスの質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行うものとする。

- 2 事業所は、おおむね1年に1回以上、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行い、その内容を保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 3 事業所は、事業所ごとに指定放課後等デイサービスプログラム(第1項に規定する領域との関連性を明確にした指定放課後等デイサービスの実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 4 事業所は、障害児が指定放課後等デイサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)の推進に努めるものとする。
- 5 事業所は、障害児に対し、適切な指定放課後等デイサービスを提供することができるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。
- 6 従業者は、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持する。
- 7 従業者であった者に、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 8 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 9 事業所は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定

放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

10 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社集と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。